

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて公開しています。
- (2) 当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に向けて継続的な取り組みを行なっています。
- ①株主の権利・平等性を確保する
 - ②株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する
 - ③法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する
 - ④指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保する
 - ⑤当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式に関して、以下の方針を定めております。尚、当社は、現在上場会社の株式を保有していません。

- ①当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、必要と判断する企業の株式のみを保有する。
- ②当社が上場会社の株式を政策保有している場合、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、検証の内容を開示する。
- ③当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の企業価値の向上に資することを前提に、株主総会議案が投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に議決権を行使する。
- ④当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、当該政策保有株主の意向に沿うこととする。
- ⑤当社は、政策保有株主との取引に当たっては、他の取引先と同様に取引の経済合理性を十分に検証した上で、当社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。

【原則1-7】 関連当事者間の取引を行う場合の、取引手続きの枠組み

当社は、取締役又は執行役が利益相反取引を行う場合は会社法及び取締役会規則に従い、決議・報告を行う。

また、主要株主（当社総株主の議決権の10%以上を保有している株主）との取引を行う場合には、事前にその規模や重要性に応じて、関係部門の審査を経たうえで決裁を行うこととし、特に重要な契約については代表執行役の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告する。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

- ①当社は、企業年金の積立金の運用に関して、運用の目的等を記載した基本方針を定め、当該基本方針に整合的な運用指針を作成して金融商品取引業者に交付する。
- ②当社は、企業年金の運用に関し、知識または経験等から運用管理に適切と判断される者に当該事務に従事させ、また、必要に応じて当該従事者を研修等に派遣を行い、専門知識の向上を図る。
- ③当社は、運用の基本方針や運用指針の検討に際しては、運用コンサルタントを活用し、専門性・信頼性並びに利益相反の観点において、継続的かつ適切に対応し得る様体制を整備する。

【原則3-1】 情報開示の充実

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

- ①当社は、当社の企業理念を当社ホームページにて公開しており、また、中期事業計画や年次経営計画及び経営戦略等の計画の概要は、株主・機関投資家への対話を通じて説明している他、当社ホームページ等により開示しています。
- ②事業計画等の進捗状況は定期的に把握・分析し、その内容については取締役会にて執行役から定期的に報告を受け、達成度を分析・評価し、次期以降の計画に反映させるとともに、決算説明会や株主総会等を通じて株主・機関投資家に対し分かり易い説明を行うよう努めています。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて公開しています。

また、当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に向けて継続的な取り組みを行なっています。

- ①株主の権利・平等性を確保する
- ②株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する
- ③法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する
- ④指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保する

⑤当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、取締役及び執行役の個人別の報酬等の額に関する方針を定め、その方針に従い、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定する。中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲を高めるため、執行役の報酬には業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系とする。また、必要と認められる場合、ストックオプションを付与する。社外取締役を除く取締役についてはその役位や担う役割・責務等、社外取締役についてはその役割と独立性の観点から、固定報酬にて決定する。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

①執行役の選任にあたっては、指名委員会にて適切性を審議し、人格並びに見識ともに優れ、執行役の職責を全うすることが出来ると判断した者を取締役会に推薦する。また、業務成果の発揮状況や誠実かつ忠実な職務遂行面、健康の面等の観点から、執行役としての職務を全うすることに問題が生じる場合には、指名委員会にて解任の可否について審議し、その結果を取締役会に答申する。

②取締役の候補者の指名にあたっては、社外取締役が過半数を占める指名委員会にて適切性を審議し、特に社外取締役候補者については独立性、多様性の観点からも評価し、選定する。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の個々の選任理由については株主総会招集通知や当社ホームページにて開示しており、また、執行役の選任の概況は当社ホームページで開示しております。

〔補充原則4-1①〕 経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会で決議を行わない業務執行に関する事項は、執行役に対してその責任範囲を明確にした上で、業務執行に関する決定権限を委譲する。取締役会は、執行役から業務執行状況等について、少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督する。

〔原則4-9〕 独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者(具体的には次の要件に該当しない者)を、独立社外取締役として選定する。

- a. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- b. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近において上記のa.、b.、又はc.の何れかに該当していた者
- e. 次の(i)から(iv)までの何れかに掲げる者の2親等内の親族
- (i) 上記a.からd.までに掲げる者
- (ii) 当社の子会社の業務執行者
- (iii) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
- (iv) 最近において(ii)～(iii)又は当社の業務執行者に該当していた者

〔補充原則4-11①〕 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会は、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性(ジェンダーや国際性の面を含む)と適正規模を両立させる形で構成する。

また、企業経営者や学識経験者、国際的な知見や経験を有する者等、各方面での豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、独立社外取締役を複数名選任する。

〔補充原則4-11②〕 取締役の他の上場会社の兼任状況

当社取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員(取締役・監査役)を兼務する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努める。尚、取締役の重要な兼職の状況は事業報告や株主総会参考書類等により開示する。

〔補充原則4-11③〕 取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要

当社取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため「コーポレートガバナンス方針」を定め、コーポレートガバナンスの充実に向けて継続的な取り組みを行っており、今後、以下のとおり、2019年度の実効性について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、全ての取締役及び監査役に対して取締役会事務局が作成したアンケートを実施し、その結果を参考に取締役会にて審議を行いました。

その結果、『当社取締役会の実効性は概ね確保されているものの、一部に改善を要する事項があり、確実に取り組む必要がある』との評価及び指摘を受けました。以下、その概略です。

① 高く評価された事項

社外取締役に対する取締役会議案の事前説明の励行や、取締役会における重要議案の決議に先立つ構想段階での報告・審議の実施や非公式会議による意見交換等を通して、取締役会での議論の深化を図っています。

また、当社が2019年度に実施した資金調達等を始め、株主に対し適時かつ正確な情報開示の確保に努めています。

② 複数の取締役・監査役から出されたコメント

一方で、当社の内部統制制度は整っているものの、過年度決算における不適切会計に係る第三者委員会の調査を踏まえた体制・運用の見直しや改善を進めるとともに、内部通報制度の改善等に取り組むべき等の具体的な指摘を受けました。

また、コーポレートガバナンスの体制や取り組みについて定期的に実効性の確認を行うことや、CEOを含む執行役員の選解任や後継者育成計画を含めた、経営幹部の人事に関する議論の深化についても、具体的な指摘を受けました。

更に、当社の企業文化や風土の醸成に向けた当社の取り組みについて、更に時間をかけて議論を実施することや、社員一人ひとりの具体的な取り組みの徹底等について改善の余地ありとの指摘がありました。

当社は、今回の評価結果を踏まえ、指摘事項の改善、提言事項の具体化を進めるとともに、引き続き取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。また、当社は、第三者委員会の報告を受けて、当社のコーポレートガバナンス体制の在り方について検討を行った結果、指名委員会等設置会社への移行により新たな経営体制を構築することで、取締役会による経営の監督機能の強化を図ることといたしました。

〔補充原則4-14②〕 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役の役割・責務を適切に果たすため、社外役員等、外部からの役員就任者に対しては、その就任に際して、当社の事業・財務・組織を含めた概況に関する情報の提供を行う。また、社内から新たに就任する役員に対しては、取締役の役割・責務、法令、ガバナンス、ファイナンス関連の解説を行う。

更に、取締役全員に対して、適宜、事業所視察や新技術・製品の紹介、社外専門家による講演、社外研修機関への派遣等を行う。

〔原則5-1〕 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しており、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会等、全てのステークホルダーとの信頼関係の構築・発展の為、公正性・透明性の高い広報・IR活動を積極的に行う。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、

常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させていくことが重要であると認識していることから、IR体制を整備し、株主や機関投資家との対話の場を設ける等、株主や投資家からの取材に積極的に応じるよう努める。

当社は「情報開示方針（ディスクロージャーポリシー）」を定め当社ホームページに開示しており、上場企業として、投資判断上重要な会社情報を分かり易く、迅速、正確かつ公平に開示するとともに、株主・機関投資家に当社をより理解頂き適正に評価いただくよう努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株主会社INCJ	123,400,000	48.62
いちごトラスト	672,000,000	26.48
日亜化学工業株式会社	34,965,000	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,335,900	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	11,902,800	0.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	11,643,400	0.46
ソニー株式会社	10,700,000	0.42
羽田タートルサービス株式会社	9,627,000	0.38
内海章雄	9,432,700	0.37
ジェービー モルガン チェース バンク 385781	9,341,336	0.37

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

- ・基準日は2020年6月30日です。
- ・所有株式に係る議決権の個数においては、いちごトラストが第1位の株主です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名

[社外取締役に関する事項]

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中野伸之	他の会社の出身者							○				
桑田良輔	他の会社の出身者											
東伸之	他の会社の出身者							○				
小関珠音	学者											
川嶋俊昭	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

中野伸之			○		----	大手商社やメーカーでの豊富な経営経験を有し、株式会社INCJ執行役員として投資先企業への経営サポート等を通じた高度な経営的見識を有しております。2018年6月から2020年3月まで社外取締役として、グローバルなビジネス視点からの経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただいております。2020年6月に株式会社INCJを退社し、独立した客観的な立場から経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただくことで、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役として選任しました。
楽田良輔	○	○		○	----	電子ディスプレイ、電子部品、先端ナノテクノロジーの各分野で、グローバルの販売・マーケティングや企業経営に携わっており、豊富な経営経験と多くの実績を有しております。取締役会において、グローバルなビジネス視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただくことにより、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、2019年6月から独立社外取締役として選任しています。
東伸之	○	○			----	証券会社や投資会社において投資事業や経営リスク管理に関する豊富な経験を有し、投資先企業への経営サポートを通じた高度な経営的見識を有しております。2017年6月～2018年6月に当社の社外取締役として経営監督の任に当たっており、取締役会において経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただくことにより、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、2020年3月より社外取締役として選任しています。
小関珠音	○	○		○	----	大阪市立大学大学院の准教授及び山形大学の産学連携准教授として、イノベーション、ビジネスモデル、大学発ベンチャー、クリエイティビティ等を研究テーマとして研究すると同時に、複数のベンチャー企業の創業及び経営に携わり、経営に関する高度な専門知識のほか、豊富な経営経験を有しています。過去には、企業提携と市場創造について有機EL分野における事例を研究した書籍執筆経験があり、ディスプレイ市場環境にも見識を有しております。これらの専門知識及び経験により、独立社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社に対する客観的、専門的な助言と監督が期待されるため、独立社外取締役として選任しました。
川嶋俊昭			○	○	----	長年にわたる公認会計士及び金融機関における財務面での業務執行に係る幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、旧株式会社ジャパンディスプレイを含めて2012年から独立社外監査役として取締役の業務執行を監査いただいております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営への助言や監督が期待されるため、独立社外取締役として選任しました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名委員会	4	1	1	3	社内取締役
報酬委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査委員会	3	1	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 **更新**

2名

兼任状況 **更新**

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
スコット キャロン	あり	あり	○	○	なし
大河内聡人	あり	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため、内部監査部を監査委員会事務局とし、スタッフを必要数配置しております。また、内部監査部部長及び監査委員会事務局スタッフの人事異動や懲戒処分、人事評価は、独立性を担保するために、監査委員会の事前の同意を必要としております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社及び監査委員会は、適正な監査を可能とする十分な監査時間を確保するとともに、会計監査人が代表執行役及び執行役とのコミュニケーションを確保出来るように努めています。また、監査委員会、会計監査人、内部監査部門は問題意識を共有し、緊密に連携して夫々の監査を実施する他、当該監査の状況について社外取締役を含めて情報共有を図るなど、社外取締役との連携の場についても確保するよう努めています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

独立社外取締役の独立性判断基準は以下のとおりです。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者（具体的には次の要件に該当しない者）を、独立社外取締役として選定しています。

- 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- 最近において上記のa.、b.、又はc.の何れかに該当していた者
- 次の(i)から(iv)までの何れかに掲げる者の2親等内の親族
 - 上記a.からd.までに掲げる者
 - 当社の子会社の業務執行者
 - 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - 最近において(ii)～(iii)又は当社の業務執行者に該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めるため、原則として、執行役の報酬には業績連動報酬分を設けており、会社業績の結果が反映される体系としています。また、必要と認められる場合、ストックオプションを付与することとしています。

なお、業績向上に対する意欲と意識を一層高めることにより企業価値の向上を図ることを目的としたストックオプションとしての新株予約権を2017年7月まで社外取締役ではない取締役に発行していました（現在は発行していません。）。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、執行役、従業員

該当項目に関する補足説明

2017年8月以降、新株予約権は付与していません。

[取締役・執行役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告では、社内取締役、社外取締役、社内監査役及び社外監査役の別に報酬総額を開示し、また、有価証券報告書では、社内取締役、社内監査役及び社外役員の別に報酬の種類別総額を開示しています。

事業報告(招集通知内)及び有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲を高めるため、執行役の報酬には業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系とする。また、必要と認められる場合、ストックオプションを付与する。社外取締役を除く取締役についてはその役位や担う役割・責務等、社外取締役についてはその役割と独立性の観点から、固定報酬にて決定する。

2. 取締役

① 社外取締役

月例の固定報酬のみとし、人材獲得の困難さ、時間的拘束、委員会等の参加状況等に基づき、報酬委員会において審議し、決定する。

② 社外取締役を除く取締役

月例の固定報酬のみとし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定する。尚、執行役を兼務する取締役に對しては、取締役としての報酬は支給しない。

3. 執行役

① 基本報酬

月例の固定報酬とし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定する。

② 業績連動報酬

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度において目標となる業績指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標及びその値は、当該事業年度における事業計画と整合するよう計画策定時に設定するものとし、報酬委員会において、審議し、決定する。

③ 報酬割合

報酬等種類ごとの比率目安は、基本報酬:業績連動型報酬=7:3を目安とする。

④ スtockオプション

中長期的な業績向上及び企業価値向上並びに株価上昇に対するインセンティブ付与の観点から、必要と認められる場合、対象者、付与数、付与時期等について、報酬委員会において審議し、決定する。

[社外取締役のサポート体制]

① 社外取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報の収集や関係部門との連絡・調整等については、取締役会事務局である法務部がこれに当たる。また、指名委員会及び報酬委員会の事務局を人事総務部、監査委員会の事務局を内部監査部とし、各委員会の委員である取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報収集を行う場合には、各委員会事務局がこれに当たる。

② 法務部は、独立社外取締役の要請に応じて、独立社外取締役間の独立した客観的な立場に基づく情報交換、認識共有の場を確保し、また、取締役・執行役との連絡・調整や監査委員会又は監査委員との連携に係る体制整備についてサポートする。

③ 当社は、取締役会、監査委員がその職務の遂行に必要な費用が発生する場合は速やかにこれに応じる。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

① 当社は、経営の執行と監督の分離を行い、経営の監督機能の強化及び経営の透明性、公正性の向上、並びに意思決定機能及び業務執行機能の迅速化を図るため、2020年8月26日の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行し、新しいガバナンス体制構築に向けた取組を行っています。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 指名委員会等設置会社へ移行した背景

当社は、過年度決算において不適切な会計処理が行われたことを厳粛に受け止め、再発防止に向けた改革に真摯に取り組むため、2020年4月に社外メンバーが過半数を占める「ガバナンス向上委員会」(以下「本委員会」といいます。)を設置し、不適切会計の原因について議論し、併せて、再発防止を図るため、内部統制に係る不備の是正、今後の経営体制・ガバナンス体制の強化、及び再発防止策の着実な実行の推進に向けた協議、検討を進めてまいりました。

その結果、本委員会より、当社におけるガバナンス改革の強力な推進のためには指名委員会等設置会社への移行を検討すべきとの答申を受けたため、取締役会において十分に審議した上、指名委員会等設置会社への移行を決議いたしました。

ロ. 会社の機関の内容

取締役会

当社の取締役会は、本報告書提出日現在において、取締役7名(内、社外取締役5名)で構成されています。取締役会は月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。法令で定められた事項、及び経営に関する重要事項の審議決議をするとともに、取締役、執行役の職務の執行状況を監督しております。

委員会

(イ) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容の決定のほか、法令又は定款に定める事項について審議・決定いたします。指名委員会の委員は過半数が社外取締役としています。

(ロ) 監査委員会

監査委員会は、①執行役及び取締役の職務の執行の監査 ②監査報告の作成 ③株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定ほか、法令又は定款に定める事項について審議・決定いたします。監査委員会の委員長は社外取締役であり、かつ、週に2、3営業日は当社の監査委員長としての業務に従事できる人物を任命し、また、会計の専門知識を有する委員を1名選任しています。なお、委員については過半数が社外取締役としています。

(ハ) 報酬委員会

報酬委員会は、①執行役及び取締役の個別の報酬等の内容に係る方針 ②執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容 ③執行役が当社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容の決定のほか、法令又は定款に定める事項について審議・決定します。報酬委員会の委員は過半数が社外取締役としています。

執行役

執行役は取締役会の決議により選任され、委任された担当領域の業務に関する事項の決定を行うとともに、業務の遂行責任を取締役会に対して負っています。本報告書提出日現在、執行役として2名(ともに代表執行役)が選任されています。

内部監査部

内部監査部は本報告書提出日現在において、専任者6名であります。代表執行役に内部監査の結果を報告するとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告します。また、常勤の監査委員との定期的な情報共有や社外取締役である監査委員を含めたミーティング等により監査の実効性を確保します。

以上の他、効率的かつ機動的な経営を行うために、業務執行については重要な事項を除き執行役員及び従業員に権限を委譲している。

③当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約により、各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が職務をなすにあたりその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任を負うものとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記に記載のとおり、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保するために現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミングで発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を回避して定時株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使のしくみを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会の招集通知及び決議通知の掲載をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は「情報開示方針(ディスクロージャーポリシー)」を定め、当社ホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催予定はありませんが、アナリスト・機関投資家向け決算説明会等の動画を当社ホームページで提供しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は実施していませんが、個別取材対応等により説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主・投資家向けサイトを構築し、適時開示資料を速やかに掲載するとともに、投資判断に有益と思われる情報の分かりやすい開示に努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門としてIR部を設置して株主・投資家向けの活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主をはじめ全てのステークホルダーとの協働が必要であると認識しており、取組みの方針を「JDI倫理規範(JDI Ethics)」に定め、取締役会で決議し実施しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、中小型ディスプレイの製品及びサービスの提供を通じ、人と環境を大切に、社会とともに発展する企業を目指しております。 このため、当社グループは、「環境方針」を定め、環境負荷低減に寄与すべく、環境調和型製品・サービスの提供やエネルギー、水、廃棄物の削減、地球温暖化対策に向けた目標を定め積極的に取り組んでいます。 また、CSRに関するお客様要求や国際的ガイドへの対応、労働安全衛生・紛争鉱物調査などのCSR全般への取組みを推進しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は「情報開示方針（ディスクロージャーポリシー）」を定め、当社ホームページにて開示しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、監査委員会の職務の執行のために必要な事項並びに執行役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の方針を「内部統制システムの基本方針」として取締役会で決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため、内部監査部を監査委員会事務局とし、スタッフを必要数配置する。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査部部長及び監査委員会事務局スタッフの人事異動や懲戒処分、人事評価は、独立性を担保するために、監査委員会の事前の同意を必要とする。

(3) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制並びに当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

①当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人（以下、総称して「役職員」という。）は、あらかじめ監査委員会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期又は不定期に監査委員又は監査委員会に報告する。その他、法令及び定款に違反する重大な事実、不正行為の事実又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査委員又は監査委員会に報告する。また、法令及び監査委員会規則等に基づき、監査委員会が役職員に対して報告を求めたときは、当該役職員は速やかに監査委員会に報告する。

②コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、内部通報制度に寄せられた情報のうち、違法・不正に関するものを取締役会及び監査委員会に報告する。また、監査委員会の選定した監査委員は、子会社を含めて、執行側の内部通報窓口に通報されたすべての内部通報にアクセスできる。

(4) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規則等の会社規則を定め、監査委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として、当社グループにおいて不利益な扱い（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の対抗措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む。）を受けないことを確保するための体制を整備する。

(5) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員による職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の遂行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

(6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社グループの役職員は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保する。

②当社は、監査委員会が取締役、執行役及び会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。

③当社は、監査委員会が選定した監査委員が重要会議等に出席して意見を述べる機会を確保するほか、監査委員会が選定した監査委員が決議書、その他の重要書類の閲覧や役職員の説明または報告を求める場合にはこれに応じる。

④内部監査部は、内部監査の基本方針、年度計画、予算等について監査委員会へ事前に報告し、監査委員会からの意見を求めるとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する等、監査委員会と情報交換及び緊密な連携を図る。

⑤監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換等を行う等、随時連携を行う。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務及び当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等（取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者を総称した意味を有する。以下同じ。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、JDI倫理規範（JDI Ethics）及びコンプライアンスの取り組みの基本事項を定めた規則を策定し、執行役及び執行役員自らが率先して遵守するとともに、当社グループの役職員に対して必要なコンプライアンスの教育・研修等を継続的に実施してその内容の浸透を図り、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進する。

②当社は、当社グループのコンプライアンスの推進を図るための委員会を設置するとともに、委員長となるコンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員を選任し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。

③コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、通報先として社内通報窓口と社外通報窓口（法律事務所）から構成される内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努めるとともに、執行役等（当社並びに子会社の取締役、執行役及び執行役員をいう。以下同じ。）のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として、関係する執行役等が通報者及び通報内容を知れない体制とする。

④監査委員会の選定した監査委員は、当社の重要な会議に出席して情報を集めるとともに必要な場合に意見を申し述べ、定期的に執行役等をヒアリングするなど、当社グループにおける執行役等の職務状況を把握する。

⑤当社は、当社の執行役等を当社子会社の役員として選任し、選任された執行役等は各当社子会社の業務執行の状況を把握するとともに、当社は、会議や個別の報告等を通じて各当社子会社における業務概況の報告を受け、当社グループ全体の経営の健全化を維持・向上するため、当社子会社に対し適正な助言や指導を行う。

⑥当社グループにおける経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則及び取締役会規則に基づき、当社の承認のもとに実施することにより、当社子会社における業務の適正性を確保する。

⑦内部監査部は、定期的に当社グループにおけるコンプライアンスの遵守状況の監査を実施し、代表執行役及び監査委員会へ報告を行う。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、各委員会議事録、その他重要な意思決定に関する重要書類（電磁的情報を含む。）は、法令及び社内規則に

従い、適切に保存管理を行うとともに、取締役及び執行役が必要に応じて随時閲覧できる環境を整備する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社グループの企業活動に潜在するリスクへの対策を講ずるための当社の取組み方針等を定めた規則を策定するとともに、事業計画の策定にあたっては当社グループにおける事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を定める。

② 当社各部署は、当社グループにおけるそれぞれの担当業務の領域に関し、リスク評価を行い、リスク評価の結果、その重要度に合わせ、関連規則の制定、教育の実施など、リスク低減の施策に取り組む。

(4) 当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に従い、当社グループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画及びその実行計画である年度事業計画その他の経営に係わる重要な方針を決定し、取締役会で決定すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化及び効率化を図るため、執行役に委任する。取締役会は、年度事業計画の進捗評価のため、業績等について少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督する。

② 取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に決定する。また、その業務執行状況等について、執行役から少なくとも四半期に1回報告を受ける。

③ 社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役、執行役員及び使用人の権限と責任を定める決定権限基準を整備する。各執行役、執行役員及び使用人は、取締役会決議及び社内規則等により設置された機関や手続に従い、当社グループの業務執行に関する重要事項について、迅速に審議・決定する。

④ 執行役の職務分掌及び当社子会社運営に関する社内規則に基づき、当社各部署の責任分担に従って各当社子会社の運営全般に関する責任を有する主管責任者及び主管部署を定め、主管責任者又は主管部署は、関連部署との連携のもと、当社子会社に対する助言や指導を行う。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 当社は、当社子会社の運営に関する社内規則等を整備し、当社子会社の管理対象事項、管理方法及び当社管理部署を定め、管理対象部署は、当社子会社の取締役等から管理対象事項に関する必要な連絡等を受ける。

② 当社は、当社子会社の財務状況及び業績について、当社社内規則等により当社子会社から定期的に報告を受けるとともに、当社子会社の経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則等に基づき、当社の承認のもとに実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本方針として「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を取締役に決定するとともに、方針・基準等については「JDI 倫理規範 (JDI Ethics)」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」において定めており、役職員に対してその内容の周知徹底を図っています。反社会的勢力排除に向けた整備状況として、人事総務部を対応統括部署として、不当要求防止責任者の設置・管理体制の整備、外部専門機関の公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との連携による反社会的勢力に関する情報収集・研修会への参加、新規取引先の属性チェック、反社会勢力対応マニュアルに基づく定期対応訓練の実施とともに、役職員に対して反社会勢力排除に関する定期教育・受入時教育を実施し、周知徹底を図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 当社の適時開示手続き

① 決定事実に関する情報

IR部は、重要事実の有無を確認し、関連部署の協力の下、開示資料を作成します。情報取扱責任者を委員長とする情報開示委員会は、適時開示要否判定及び開示資料の確認後、当該事実を代表執行役会長に報告し、取締役会決議または代表執行役会長の承認を経て、公表します。

② 発生事実に関する情報

IR部は、収集した発生情報の開示要否を確認し、関連部署の協力の下、開示資料を作成します。情報開示委員会は、適時開示要否判定及び開示資料の確認後、代表執行役会長に当該発生事実の報告を行い、承認を得た上で速やかに公表し、取締役会へ報告します。

また「インサイダー取引防止規則」を定め、適時開示前の情報の管理、不正取引の防止を徹底しております。

③ 決算に関する情報

経理部よりIR部へ決算情報が伝達され、IR部は関係部門の協力の下、開示資料を作成します。情報開示委員会による開示要否判定及び開示資料の確認後、代表執行役会長及び取締役会での承認後、公表を行います。

【模式図(参考資料)】



